

鶴見大学仏教文化研究所紀要第21号・雑報

雑誌名	鶴見大学仏教文化研究所紀要
号	21
ページ	245-261
発行年	2016-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1646/00000345/



〈雑報〉

平成二十七年年度

仏教文化研究所活動報告

【第一回 運営委員会】

日時 平成二十七年四月十六日（木） 十二時二十分～十三時十分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

議題

一、審議事項

- ① 平成二十七年年度事業計画について
- ② 平成二十七年年度公開シンポジウムについて
- ③ 仏教文化研究所兼任研究員の採用について
- ④ 仏教文化研究所ホームページの更新について
- ⑤ その他

二、報告事項

- ① 鶴見大学仏教文化研究所規程について
- ② 平成二十六年年度決算について
- ③ 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二十号の刊行・配布について
- ④ 平成二十六年年度鶴見大学仏教文化研究所研究成果報告書の刊行・配布について
- ⑤ その他

【公開シンポジウム】

日時 平成二十七年六月十三日（土） 十三時三十分～十六時四十分

会場 大学会館地下一階メインホール

テーマ 峨山韶碩禪師六五〇回大遠忌記念「總持寺二祖峨山禪師をめぐって」

講師・演題

圭室文雄（明治大学 名誉教授）「近世における峨山派の展開」

尾崎正善（鶴見大学仏教文化研究所 客員研究員）「峨山禪師の御功績―檀信徒との関係について―」

松田陽志（駒澤大学 教授）「峨山禪師の禪風―『山雲海月』を中心として―」

山口正章（大本山總持寺 副監院心得）「峨山禪師の弟子たち」

宮地清彦（曹洞宗総合研究センター専任研究員）「五院輪住制度について―その和合の精神を考える―」

（※公開シンポジウム記録は本紀要に掲載）

【第二回 運営委員会】

日時 平成二十七年十二月三日（木）十二時二十分～十二時五十分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

議題

一、審議事項

①平成二十八年度仏教文化研究所事業計画について

②平成二十八年度仏教文化研究所予算について

③その他

二、報告事項

- ①生涯学習セミナー「一歩すすんだ仏の教え…さまざまな修行とその到達点」の実施状況について
- ②『鶴見大学仏教文化研究所紀要』（第二十一号）編集の進捗状況について
- ③『鶴見大学仏教文化研究所共同研究成果報告書（伝光録）』（第二号）編集の進捗状況について
- ④平成二十六年年度研究例会の開催について
- ⑤その他

【研究例会】

日時 平成二十八年一月二十一日（木）十六時三十分～十八時

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

発表者 仙田 考（兼任研究員）「仏教幼稚園における園庭環境についての一考察―園児のあそび、学び、生活

環境の向上や仏教保育に繋がる園庭改善事例から―」

前田 伸子（兼任研究員）「總持寺修行僧を対象に行ったコミュニケーション能力を養う研修事業―傾

聴と受容を学ぶ―」

【学術調査】

日時 平成二十八年一月二十二日（金）

場所 延暦寺叡山文庫

参加者 下室覚道、木村清孝、尾崎正善、池麗梅、興津香織

調査図書 施餓鬼法・年中行事・一向大乘寺規則等の禅宗清規の関連資料

【第三回 運営委員会】

日時 平成二十八年二月二十五日(木) 十二時二十分～十三時二十分

場所 仏教文化研究所共同研究室(六号館二階)

議題

一、審議事項

- ①平成二十八年年度鶴見大学仏教文化研究所所員について
- ②平成二十八年年度公開シンポジウムのテーマ等について
- ③その他

二、報告事項

- ①平成二十八年年度予算について
- ②平成二十七年年度研究例会の結果について
- ③平成二十七年年度学術調査の結果について
- ④『鶴見大学仏教文化研究所紀要』(第二十一号) 刊行の進捗状況について
- ⑤『鶴見大学仏教文化研究所共同研究成果報告書』(第二号) 刊行の進捗状況について
- ⑥平成27年度(第二期) 鶴見大学学長裁量経費審査結果について
- ⑦その他

平成二十七年年度

仏教文化研究所概要

〔所在地〕〒230―8501 神奈川県横浜市鶴見区鶴見二―一―三 鶴見大学内

TEL ○四五―五八一―一〇〇一 FAX ○四五―五八一―一三九一

〔所 長〕 伊藤 克子 鶴見大学学長 (体育学)

〔主 任〕 下室 覚道 文学部教授 (宗教学)

〔専任研究員〕 池 麗梅 仏教文化研究所准教授 (仏教学)

〔兼任研究員〕 石田 千尋 文学部教授 (歴史学)

伊藤 正義 文学部教授 (文化財学)

河野 真知郎 文学部教授 (考古学)

小林 恭治 文学部教授 (日本語学)

宗墓 秀明 文学部教授 (歴史学)

星野 玲子 文学部准教授 (文化財科学)

小林 馨 歯学部教授 (歯科放射線学)

前田 伸子 鶴見大学副学長・歯学部教授 (細菌学)

橋本 弘道 短期大学部准教授 (教育学)

山室 吉孝 短期大学部教授 (哲学)

小池 富雄 文学部教授 (文化財科学)

緒方 啓介 文学部准教授 (文化財科学)

佐藤 慶太 先制医療研究センター教授 (歯学)

仙田 考 短期大学部助教（環境デザイン）

関根 透 本学名誉教授（倫理学）

斎藤 明 東京大学教授（印度哲学）

丘山 新 浄土真宗本願寺派総合研究所副所長（仏教学）

蓑輪 顕量 東京大学教授（仏教学）

高橋 晃一 東京大学特任研究員（仏教学）

古瀬 珠水 東京外国語大学非常勤講師（日本仏教）

池田 道浩 文学部・歯学部非常勤講師（仏教学）

永田 勝久 本学名誉教授（文化財科学）

矢島 道彦 駒澤大学特任教授（宗教学）

田口 暢穂 本学名誉教授（中国文学）

岩橋 春樹 大本山總持寺宝蔵館館長（美学・美術史）

佐藤 達全 短期大学部非常勤講師（仏教保育）

鈴木 一馨 文学部非常勤講師（仏教学）

室瀬 祐 文学部非常勤講師（文化財学）

小島 裕子 明治大学兼任講師（国文学）

木村 清孝 鶴見大学前学長・本学名誉教授（哲学）

尾崎 正善 文学部・歯学部非常勤講師（宗教学）

納富 常天 元大本山總持寺宝物殿館長（宗教学）

柳澤 慧二 本学名誉教授（生理学）

〔特別顧問〕

〔客員研究員〕

〔顧問〕

鶴見大学仏教文化研究所規程

(設置)

第1条 鶴見大学(鶴見大学短期大学部を含む。以下「本学」という。)に、鶴見大学仏教文化研究所(以下「研究所」という。)を置く。

(目的)

第2条 研究所は、本学の建学の精神に則り、日本における仏教の思想・文化・芸術及びその関連領域に関する研究を推進すると共に、国際的學術交流を積極的に行い、學術の發展に寄与することを目的とする。

(研究内容等)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 宗教学等の教授内容としての諸宗教の比較、仏教教理、曹洞宗学(特に總持寺教学)及び日本文化に及ぼした仏教の研究等の基本的研究
- (2) 本学における建学の精神の具現化及びその方法等の研究
- (3) 鶴見大学大学院文学研究科との共同研究及び他の研究機関との学際的研究
- (4) 研究会、講演会及び公開講座等の開催
- (5) 研究所の調査及び研究の成果並びに共同研究の成果、講演等の発表のための紀要類の刊行
- (6) その他研究所の目的を達成するために必要と認める研究等

(研究部門)

第4条 研究所に、次の3研究部門を置く。

- (1) 仏教学研究部門

(2) 仏教教育研究部門

(3) 仏教文化財研究部門

(所長)

第5条 研究所の所長は、鶴見大学学長が兼任する。

(主任)

第6条 研究所の主任は、研究所の所員のうちから、所長が委嘱する。

(所員)

第7条 研究所に、次の所員を置く。

(1) 専任研究員

(2) 兼任研究員

(3) 客員研究員

(4) 特別顧問

(5) 顧問

(専任研究員)

第8条 専任研究員は、研究所に所属する本学の専任教員で、その目的に準じて、専ら調査及び研究に従事する者をいう。

2 専任研究員の任用については、別に定める。

(兼任研究員)

第9条 兼任研究員は、研究所の活動に参加する次の者をいい、運営委員会の審議を経て、所長が委嘱する。

(1) 本学専任教員

(2) 本学専任教員以外の者

- 2 前項第2号に掲げる者の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 兼任研究員には、給与は支給しない。

(客員研究員)

- 第10条 客員研究員は、本学専任教員以外の者で、一定期間研究所に所属して、調査及び研究に従事する者をいう。
- 2 客員研究員は、所長が候補者を推薦し、運営委員会の承認を経て、所長が委嘱する。
- 3 客員研究員の処遇等については、別に定める。

(特別顧問)

第11条 特別顧問は、本学専任教員以外の者で、研究所の企画・運営に関する重要事項の審議に加わり、その活動を援助するとともに、調査及び研究に参画する者をいう。

- 2 特別顧問は、所長の要請に基づき、学長が任命する。
- 3 特別顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 特別顧問の給与については、別に定める。

(顧問)

第12条 研究所に、必要な助言を与え事業の円滑な運営を図るため、若干人の顧問を置く。

- 2 顧問には、給与は支給しない。

(職員)

第13条 研究所の職員(教員を除く。)は、専任のほか、本学の専任職員の中から所長が委嘱する。

(運営委員会)

第14条 研究所に、第3条に定める研究内容等の企画、運営のため、鶴見大学仏教文化研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、所長及び所長が委嘱する運営委員をもって構成する。

3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 運営委員会については、別に定める。

(経費)

第15条 研究所の経費は、本学の年間研究費予算及び寄附金等をもってこれに充てる。

(事務の所管)

第16条 仏教文化研究所は、教育研究支援センター事務部教育研究支援課が所管し、事務処理を行うものとする。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、運営委員会の協議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

鶴見大学仏教文化研究所専任研究員任用規程

(目的)

第1条 この規程は、鶴見大学仏教文化研究所規程第8条第2項の規定に基づき、鶴見大学仏教文化研究所（以下「研究所」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(職位及び任用基準)

第2条 専任研究員の職位は、教授、准教授、講師及び助教とする。

2 教授とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(1) 大学教授としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(2) 准教授として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

3 准教授とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(1) 大学准教授としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(2) 講師として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

4 講師とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(3) 前各号の該当者と同等以上の学識・経験・業績があると認められるもので、修士の学位を有するもの

(1) 大学講師としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(2) 助教として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

5 助教となることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(1) 修士の学位を有し、研究上の業績を有するもの

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められるもの

(選考結果の上申)

第3条 専任研究員の選考は、一般公募とし、研究所運営委員会の協議を経て、研究所所長が当該候補者を学長に上申する。

2 前項の選考方法は、書類選考及び面接とする。

(申請)

第4条 専任研究員を希望する研究者は、原則として次に掲げる書類をもって研究所に申請するものとする。

(1) 履歴書

(2) 研究業績一覧

(3) 著書・論文

(4) その他選考に必要な書類

(職務)

第5条 専任研究員は、鶴見大学仏教文化研究所規程第3条に定める研究・調査活動、その他研究所の活動に必要な業務を行うものとする。

(勤務・待遇等)

第6条 専任研究員の勤務・待遇等は、鶴見大学職員就業規則によるものとする。

(研究費)

第7条 専任研究員には、研究費を支給することがある。

2 研究費の支給額は、別に定める。

(諸規程等の遵守)

第8条 専任研究員は、研究等に従事するに当たり、鶴見大学の諸規程等を遵守しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究所運営委員会の協議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成二十六年年度 仏教文化研究所購入図書・資料

- 『仏典はどう漢訳されたのか…ストロラが経典になるとき』、岩波書店
- 『「臨床仏教」入門…全青協創立50周年記念出版』、白馬社
- 『禅林名句辞典』、国書刊行会
- 『天台学辞典』、国書刊行会
- 『仏教主要叢書目録』、方丈堂出版
- 『モンゴル覇権下の高麗…帝国秩序と王国の対応』、名古屋大学出版会
- 『臨濟義玄…その生涯と言行』、山喜房佛書林
- 『入門最澄と空海』、洋泉社
- 『中国唯識思想史研究…玄奘と唯識学派』、大蔵出版
- 『浄土思想論』、春秋社
- 『初期密教…思想・信仰・文化』、春秋社
- 『敦煌本『御註金剛般若經宣演』の文獻學的研究』、大東出版社
- 『南北朝隋唐期佛教史研究』、法藏館
- 『法華玄義を読む…天台思想入門』、大蔵出版
- 『法華仏教と関係諸文化の研究…伊藤瑞毅博士古稀記念論文集』、山喜房佛書林
- 『迦才『浄土論』と中国浄土教…凡夫化土往生説の思想形成』、法藏館
- 『根本説一切有部律彙事』、連合出版
- 『日本仏教の社会倫理…「正法」理念から考える』、岩波書店

- 『貴重典籍・聖教の研究』、吉川弘文館
- 『東アジア典籍文化研究』、塙書房
- 『沖本克己仏教学論集第1巻…インド編』、山喜房佛書林
- 『沖本克己仏教学論集第2巻…シナ編1』、山喜房佛書林
- 『仏弟子達のことば註…パラマッタ・ディーパニー2』、春秋社
- 『月潭全龍和尚語録』、国書刊行会
- 『禅宗清規集 中世禅籍叢刊6』、臨川書店
- 『無住集 中世禅籍叢刊5』、臨川書店
- 『北魏造像碑』(陝西藥王山碑刻藝術總集1)、上海辭書出版社
- 『西魏造像碑』(陝西藥王山碑刻藝術總集2)、上海辭書出版社
- 『北周造像碑』(陝西藥王山碑刻藝術總集3)、上海辭書出版社
- 『隋代造像碑』(陝西藥王山碑刻藝術總集4)、上海辭書出版社
- 『唐代造像碑及歷代雕塑和壁畫』(陝西藥王山碑刻藝術總集5)、上海辭書出版社
- 『歷代石碑』(上・下)(陝西藥王山碑刻藝術總集6・7)、上海辭書出版社
- 『臨潼、渭南地區造像碑』(陝西藥王山碑刻藝術總集8)、上海辭書出版社
- 『鎌倉遺文 補遺編・東寺文書第3巻』、東京堂出版
- 『事典日本の仏教』、吉川弘文館
- 『1900-1999 韓国仏教100年…朝鮮・韓国仏教史図録』、皓星社
- 『齊魯文字編』(六冊)、學苑出版社
- 『西安碑林博物館新藏墓誌續編』(上・下)、陝西師範大學出版總社
- 『聖語藏経卷…宮内庁正倉院事務所蔵〈DVD-ROM〉神護景雲二年御願経1』、丸善

鶴見大学仏教文化研究所紀要投稿規程

一 鶴見大学仏教文化研究所紀要（以下「紀要」という。）は、鶴見大学（以下「大学」という。）及び鶴見大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）において研究又は教育に従事する者の研究業績を内外に発表することを目的とする。

二 紀要に投稿できる者は、原則として、大学及び短期大学部において研究又は教育に従事する者及びこれと共同で研究に従事する者と、仏教文化研究所主催による公開講演会・シンポジウムの講師とする。

三 投稿される論文は、未刊行のものに限る。定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要など）や単行本として既刊、あるいは、これらに投稿中の論文は本紀要に投稿できない。但し、学会発表抄録や科学研究費などの研究報告書はその限りではない。

四 投稿する者は、紀要刊行内規で定められた投稿要領に従って原稿を作成する。

五 本紀要に掲載された論文の公衆送信権は、鶴見大学に属する。

附 則

この規程は、平成十八年四月二十日から施行する。